

目的 本研究は1970年代から様々な活動が展開されているイギリスの住居分野における女性問題について論ずる。公共住宅における諸分野での雇用を中心とし、住居の建設・供給・管理のあらゆる分野への女性の進出を目的とする側面と、今日深刻化している住宅問題の中で居住者としての女性問題の側面からアプローチしているのが特徴である。

方法 1980年代以降に公表された住宅関連団体、自治体、政府関係、住宅・建築運動団体の文献、資料紹介及び関連組織等へのヒアリングによる。

結果 イギリスにおいて住居分野での女性の問題として、「雇用」と「居住」の両側面からの取り組みが行われている理由は、1970年の同一賃金法、1975年の性差別法により、19世紀のオクタブア・ヒル以来伝統的に女性の進出が進んでいた自治体等における住居部門の女性の状態を平等の観点から見直す必要が出てきた時期と、イギリスにおける住宅問題の新たな展開—公共住宅の老朽化、払下げ、供給減等—により、社会的に多くの問題を抱える女性にそのしわ寄せが強まった時期とが一致していることによる。雇用についての調査は70年代からいくつか実施されているが、IOHの86年調査によると地方自治体の住宅職の46%が女性で、その80%が常雇、他はパートであるが、76%は現業的事務的職種で、男性に比べて地位は低い。また居住者としての女性の問題については、片親の家族、ホームレス、夫の暴力、少数民族、高齢者、障害者としての女性と働く女性がとり上げられている。1986年2月には80年代の住居分野における女性の問題に関する〈女性と住居会議〉が開催され、自治体職員、法律家、ソーシャルワーカー、フェミニスト等が討議に参加した。